

国住備第 770 号  
国住心第 414 号  
令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱の一部改正について

高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け国住備第 43 号、国住整第 20 号）の一部を改正し、別紙のとおりとしたので通知する。  
なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方願いする。

## 高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱

〔平成 23 年 5 月 2 日  
国 住 備 第 43 号  
国 住 整 第 20 号  
住 宅 局 長 通 知〕

最終改正：令和 8 年 4 月 7 日  
国 住 備 第 770 号  
国 住 心 第 414 号

## (通則)

**第 1 条** 高齢者生活支援施設等整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に  
関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。  
以下「適化法」という。）及び第 15 条に定める関係法令及び関連通知によるほか、この  
要綱に定めるところによる。

## (目的)

**第 2 条** 東日本大震災の被災者のうち、高齢者、障害者又は子育て世帯（以下「高齢者等」  
という。）の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業について補助す  
ることにより、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者等が生活支援、介護、  
医療、子育て支援や福祉サービスの提供等を受け、安心して居住し続けることができる  
環境の整備を図ることを目的とする。

## (定義)

**第 3 条** この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると  
ころによる。

## 一 高齢者生活支援施設等整備事業

次のイ又はロに規定する高齢者生活支援施設等の整備（東日本大震災に対し、激甚  
災害に対処するための財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚  
法」という。）第 22 条第 1 項に定める地域にあった住宅で東日本大震災により滅失し  
たものに居住していた者、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条  
第 1 項に規定する特定帰還者又は同法第 39 条第 1 項に規定する居住制限者の居住の用  
に供する公的賃貸住宅に併設するものに限る。）を行う民間事業者等（地方住宅供給公  
社、独立行政法人都市再生機構、社会福祉法人及び医療法人を含む。）に対し、その整  
備に要する費用を補助する地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。）。以  
下「事業主体」という。）に対し、国が本要綱に基づいて補助を行う事業をいう。

イ 災害公営住宅、災害復興型地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅等の整備と併  
せて実施する高齢者生活支援施設等の整備

ロ 既存の公的賃貸住宅等又は公的賃貸住宅等に併設する施設の改良又は増築により実施する高齢者生活支援施設等の整備

## 二 公的賃貸住宅等

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する公的賃貸住宅等をいう。

## 三 災害公営住宅

激甚法第 22 条第 1 項の規定の適用を受けて建設又は買取りをした公営住宅（福島復興再生特別措置法第 27 条第 1 項又は同法第 39 条第 1 項の規定により読み替えられた激甚法第 22 条第 1 項の規定の適用を受けて建設又は買取りをした公営住宅を含む。）をいう。

## 四 災害復興型地域優良賃貸住宅

地域優良賃貸住宅制度要綱（平成 19 年 3 月 28 日国住備第 160 号）を改正する通知（平成 23 年 5 月 2 日国住備第 33 号）附則第 2 条第 2 号に規定する災害復興型地域優良賃貸住宅をいう。

## 五 高齢者生活支援施設等

次のイ、ロ及びハに掲げる施設をいう。

### イ 高齢者生活支援施設

公的賃貸住宅等に居住する高齢者の生活を支援する施設（地域に開放するものを含む。）であって、次の(1)、(2)又は(3)に該当するものをいう。

(1) 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設及び介護関連施設

(2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業の用に供する施設

(3) (1)又は(2)に掲げる施設に付随する収納施設等

### ロ 障害者福祉施設

公的賃貸住宅等に居住する障害者の生活を支援する施設（地域に開放するものを含む。）であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。

(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第二号（ただし、児童養護施設及び次号(1)に掲げる施設を除く。）、第 3 項第四号の二、第五号又は第六号に規定する施設

(2) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する法律施行令（平成 17 年政令第 257 号。以下「地域住宅特別措置法施行令」という。）第 2 条第二号又は第六号に規定する施設

### ハ 子育て支援施設

公的賃貸住宅等に居住する子育て世帯（同居者に 18 歳未満の者がいる世帯をいう。）

の生活を支援する施設（地域に開放するものを含む。）であって、次の(1)、(2)又は(3)に該当するものをいう。

- (1) 社会福祉法第2条第2項第二号に掲げる施設（ただし、乳児院、母子生活支援施設又は児童自立支援施設に限る。）
- (2) 地域住宅特別措置法施行令第2条第一号、第三号又は第五号に規定する施設
- (3) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第2第3項ハ（13）に規定する施設

#### （補助事業）

**第4条** 地方公共団体が、高齢者生活支援施設等整備事業を行う場合にあっては、国は、平成23年度から令和12年度までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるものに限る、予算の範囲内で、地方公共団体が行う当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

#### （補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、高齢者生活支援施設等の整備に要する費用（他の国庫補助金が交付され、又は他の交付金の交付対象事業費の算定対象とされる費用を除く。）のうち、事業主体が民間事業者等に対し補助する額（その額が高齢者生活支援施設等の整備に要する費用に3分の2を乗じた額を超える場合においては、当該額）の4分の3以内の額とする。

#### （全体設計の承認）

**第6条** 事業主体の長は、事業の実施が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書を地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出することができる。なお、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 2 地方整備局長等は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、事業主体の長に通知するものとする。

#### （補助金の交付の申請）

**第7条** 補助金の交付申請書は、団地毎に作成するものとする。

- 2 事業の実施が複数年度にわたるもののうち、全体設計に係るものについては前項の規定に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。

#### （経費の配分の明細の変更）

**第8条** 経費の配分は、工事費とする。

- 2 第12条の規定による指導監督事務費についての経費の配分は、旅費、人件費、備品購入費、その他の諸経費とする。
- 3 地方整備局長等の承認を要しない経費の配分の軽微な変更は、取得価額50万円以上の備品の購入以外の変更とする。

**(事業内容の変更)**

**第9条** 地方整備局長等の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、交付決定の対象となった高齢者生活支援施設等についての補助金の額の算定に関わる重要な変更が行われない場合で事業主体毎の補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 補助金の額に変更が生じる場合には、補助金交付変更申請書に第27に定める添付書類を添付し、地方整備局長等に提出しなければならない。

**(補助金の経理及び取扱い)**

**第10条** 事業主体の長は、国の補助金について、当該事業主体の歳入歳出予算等における科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

- 2 事業主体の長は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）に定められている備品、材料その他の物件を購入した場合は、台帳を作成し、当該物件の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。なお、自動車については、別に自動車損害保険料等内訳を作成しておかなければならない。
- 3 補助金に係る消費税相当額の取扱については、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」（平成17年9月1日付け国住総第37号国土交通省住宅局長通知）によるものとする。

**(指導監督)**

**第11条** 都道府県知事は、高齢者生活支援施設等整備事業の円滑な進捗を図るため、事業主体に対し、公営住宅整備事業等指導監督要領（昭和50年4月10日付け建設省住建発第29号。以下「指導監督要領」という。）に定めるところにより、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は実地に検査することができる。

**(指導監督事務費)**

**第12条** 国は、都道府県知事の行う前条の指導監督に要する費用として、当該年度における当該都道府県の区域内の市町村（指定都市を除く。）が行う補助事業に要する費用の額（国庫補助基本額）に、0.003から0.008までの範囲において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額を、都道府県に交付する。

- 2 都道府県知事は、指導監督事務費の交付を受けようとするときは、指導監督要領に定めるところにより、指導監督事務費交付申請書に予算議決書の写を添付して、地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 地方整備局長等が第2項に掲げる申請書を受理し、指導監督要領に定めるところにより、これを審査の上、適当と認めた場合においては、国土交通大臣は指導監督事務費の額を決定し、当該都道府県知事に通知するものとする。

#### (書類の様式及び提出方法等)

**第13条** 補助事業に係る書類の様式は、別記様式によるものとする。

- 2 前項に規定する書類は、事業主体が都道府県又は指定都市にあっては地方整備局長等に、事業主体が指定都市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては都道府県知事に提出するものとする。ただし、第6条の規定による全体設計承認申請の場合にあっては、地方整備局長等に提出するものとする。
- 3 事業主体である指定都市以外の市町村に対する補助金の交付決定通知は都道府県知事を経由して行うものとする。

#### (都道府県知事の進達等)

**第14条** 都道府県知事は、適化法第26条第2項及び同法施行令（昭和30年政令第255号）第17条の規定により、都道府県知事が行うこととなった補助金等の交付に関する事務（以下「受託事務」という。）として、補助金交付申請書等を受理した場合においては、指導監督要領に定めるところにより、審査調書を添えて、これを国土交通大臣等に進達しなければならない。

ただし、補助金交付申請書の進達においては、別記様式に掲げる資料（大臣認定費用に係る資料を除く。）の添付を要しない。

- 2 都道府県知事は、受託事務として、次の各号に掲げる事務を処理した場合においては、指導監督要領に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる書類を作成し、地方整備局長等に報告しなければならない。
  - 一 適化法第12条の規定に基づく遂行状況の報告の受理 事業進捗状況調書
  - 二 適化法第14条後段（適化法第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく年度終了実績報告書の受理 年度終了実績調書
  - 三 適化法第15条の規定に基づく補助金の額の確定 補助金の額の確定状況報告明細書
- 3 都道府県知事は、受託事務として、適化法第13条第2項の規定に基づく事業の遂行の一時停止を命じたときは、指導監督要領に定めるところにより、すみやかにその理由を付して、その旨を地方整備局長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 第1項の規定に基づく国土交通大臣への進達は、地方整備局長等を経由して行うものとする。

(運営)

**第15条** 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号）
- 五 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号）
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号国土交通省住宅局長通知）
- 七 その他関連通知に定めるもの

**附 則**

本要綱は、平成23年5月2日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和８年４月７日から施行する。

○高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱（平成 23 年 5 月 2 日国住備第 43 号、国住整第 20 号）

（傍線部は改正部分）

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱</p> <p>平成23年 5 月 2 日<br/>国 住 備 第 43 号<br/>国 住 整 第 20 号<br/>住 宅 局 長 通 知</p> <p><u>最終改正 令和 8 年 4 月 7 日国住備第 770 号<br/>国住心第 414 号</u></p> <p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（補助事業）</p> <p>第 4 条 地方公共団体が、高齢者生活支援施設等整備事業を行う場合にあっては、国は、平成 23 年度から<u>令和 12 年度</u>までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるものに限り、予算の範囲内で、地方公共団体が行う当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>第 5 条～第15条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。</u></p> | <p>高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱</p> <p>平成23年 5 月 2 日<br/>国 住 備 第 43 号<br/>国 住 整 第 20 号<br/>住 宅 局 長 通 知</p> <p><u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日国住備第 667 号<br/>国住心第 519 号</u></p> <p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（補助事業）</p> <p>第 4 条 地方公共団体が、高齢者生活支援施設等整備事業を行う場合にあっては、国は、平成 23 年度から<u>令和 7 年度</u>までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるものに限り、予算の範囲内で、地方公共団体が行う当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>第 5 条～第15条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> |